

**官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～  
派遣留学生のプログラム参加に関する誓約書**

(平成 30 年 1 月 11 日改訂)

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下「プログラム」という。)の派遣留学生に選抜されたことを受け、次の事項を将来にわたって遵守することをここに誓約します。

1. 日本代表としての責任の自覚と規則の遵守

日本代表としての誇りと責任をもってプログラムに積極的に取り組み、日本代表にふさわしい言動をとることを誓約します。国内外を問わず、機構並びにプログラムの支援企業等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような行為をしません。また、プログラムに関して機構が定める各種の規則、規程、規約、通達、約定、ポリシー等（今後定めるものも含む。）を遵守します。

2. プログラムへの参加義務

事前・事後研修、情報システムへの必要事項の登録、留学計画の実施、留学中の日本発信プロジェクト、毎月の活動報告、帰国後の留学報告会等の実施、留学状況報告書の提出等、プログラムで派遣留学生に義務付けられる全ての活動に参加します。また、プログラムの運営協力に関する活動、プログラムの活動を活性化するために企画・運営される各種活動（イベント、調査、卒業後の進路報告、インターンシップ等）にも、最善の努力をもって取り組みます。

3. 情報の取扱

機構とプログラムの支援企業等の間での秘密保持契約の締結を前提に、機構に提出し、または情報システムに登録・記載した個人情報、留学計画の内容、並びに各種投稿等の情報は、プログラムの支援企業等に共有されることがあることを確認し、同意します。当該情報は、プログラムにおける各種活動の管理、奨学金等の支給管理、その他の運営業務管理等の目的に利用されることを確認し、同意します。また、プログラムの活動の活性化を目的として当該情報を学生募集、広報、選考、研修等の際に活用する（※）ことに同意します。

（※）この場合、本人の同意がある場合を除き、機構は本人が特定できない形に当該情報を加工・修正します。

4. 秘密保持

プログラムへの参加を通じて知った機構及びプログラムの支援企業等の秘密情報、関係者等の秘密情報及び個人情報、並びにその他の秘密を守り、他に漏らさず、不正な使用・開示をしません。

5. 機構への届出

やむを得ない事由によりプログラムの途中での辞退や留学計画の変更を希望する場合、当該事由が判明した時点で速やかに大学等を通じて機構に届け出ます。また、プログラムへの参加、プログラムの運営等に影響を与える可能性のある事象、問題等が発生した場合も、当該の事象、問題等が発生した時点で速やかに大学等を通じて機構に届け出ます。

6. 安全管理

機構が留学先の国・地域の状況から安全な留学の実施又は継続が困難と認め、留学先又は留学期間の変更を求めた場合には機構の判断に従うことを了承します。

7. 採用決定の取消し又は支援の打ち切り等

本誓約書に記載された事項に違反した場合、募集要項に掲げる派遣留学生の要件を備えなくなった場合、申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、留学先機関において懲戒処分を受けるなど派遣の中止が適当であると認められた場合、採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合、計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合や学業不振・素行不良等が顕著で本制度による支援を受けるにふさわしくないと機構が判断した場合、安全な留学の実施又は継続が困難と認められた場合は、派遣留学生の採用決定の取消し又は支援の打ち切り、奨学金等の支給停止を受けることがあることを確認し、また機構より請求がなされた場合には支給済みの奨学金等の全部または一部を返納することに同意します。またこうした措置がとられた場合にも、一切の不服の申し立てはせず、こうした措置の結果として生じたいかなる損害・損失についても、機構に賠償や弁済等を請求することはありません。

8. 権利関係

プログラムは、機構が文部科学省と協働して実施するものであり、本誓約書に記載された事項について文部科学省が機構と同等の権利を有することを確認し、同意します。

上記の誓約を確認するため、以下に署名捺印します。

未成年者の場合、全ての親権者による本誓約書への同意が必要です。

平成 年 月 日

(在籍大学等名)

(本人住所)

(本人氏名)

印

(電話) :

(携帯) :

(E-mail) :

上記未成年学生が留学するにあたり、上記誓約内容を了承した上で、親権者として留学を承諾します。

(親権者氏名)

印

(親権者氏名)

印

(留意事項)

- 機構は本誓約書を提出しない者については、派遣留学生として採用しません。
- 派遣留学生が誓約書に反したと機構が判断した場合は、当該派遣留学生の実名、在籍校名等を公表することがあります。
- 派遣期間中の疾病、災害等に係る補償については、十分な補償内容の保険に加入する等、各自の責任において必ず処理してください。
- 渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので必ず登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）